

◀ 学校や保育所等の活動で負傷した時の治療について ▶

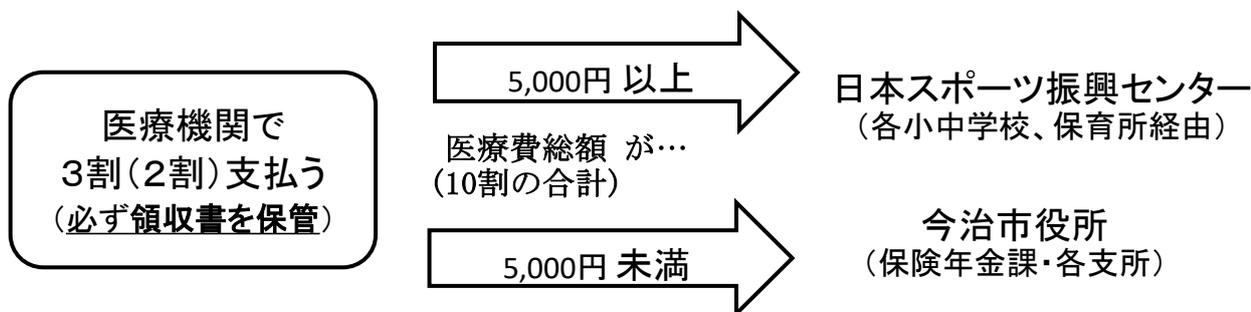
学校等の管理下でのけが等は、初診から治癒までの医療費総額（注1）が5,000円以上であれば日本スポーツ振興センターから給付が受けられます。

申請方法は、学校や保育所等へおたずねください。

（注1）医療費総額は、窓口で支払う額の合計ではありません。
窓口で負担しない7割（または8割）を含めた、10割の合計額です。

医療受給者証（子ども、ひとり親家庭）をお持ちの方へ

**学校の管理下でのけが等で医療機関へかかるときは、
医療受給資格者証（子ども、ひとり親）を使わないようにしてください。**
（学校の管理外での病気等には、今までどおり使えます。）



医療機関では、一旦、医療費の3割（2割）を支払います。

領収書は必ず保管してください。

⇒ 医療費総額が5,000円以上になれば、日本スポーツ振興センターへ申請します。

医療費の4割が後日給付されます。

⇒ 医療費総額が5,000円未満となれば、市役所または各支所へ申請します。

医療費の3割（または2割）が後日給付されます。

※ 問合せ先

今治市役所 保険年金課 医療給付係 (0898-36-1520)
もしくは各支所 住民サービス課